

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成25年5月16日(2013.5.16)

【公開番号】特開2012-70829(P2012-70829A)

【公開日】平成24年4月12日(2012.4.12)

【年通号数】公開・登録公報2012-015

【出願番号】特願2010-216730(P2010-216730)

【国際特許分類】

A 45 D 44/22 (2006.01)

【F I】

A 45 D 44/22 E

【手続補正書】

【提出日】平成25年4月2日(2013.4.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

本体ケース(1)と、本体ケース(1)で姿勢変更自在に支持されるヘッドブロック(3)とを備えており、

ヘッドブロック(3)には、外形形状と面積の少なくともいずれか一方が異なる接触面(18・19)を備えた複数個の接触ヘッド(5A・5B)が設けられており、

ヘッドブロック(3)の本体ケース(1)に対する姿勢を変更して、各接触ヘッド(5A・5B)を逐一的に使用できることを特徴とする美容器具。

【請求項2】

ヘッドブロック(3)に、面積が大きな接触面(18)を備えた第1接触ヘッド(5A)と、前記接触面(18)に比べて面積が小さな接触面(19)を備えた第2接触ヘッド(5B)とが設けられており、

ヘッドブロック(3)は支軸(16)を中心にして回転可能に支持されており、

支軸(16)の支軸中心(Q)から第2接触ヘッド(5B)の接触面(19)までの突出寸法(L2)が、支軸中心(Q)から第1接触ヘッド(5A)の接触面(18)までの突出寸法(L1)より大きく設定してある請求項1に記載の美容器具。

【請求項3】

ヘッドブロック(3)の前後に、第1接触ヘッド(5A)と第2接触ヘッド(5B)とが背中合わせ状に配置されており、

ヘッドブロック(3)は、支軸(16)を中心にして前後回転可能に支持されており、

支軸(16)の支軸中心(Q)が本体ケース(1)の機軸中心(P)よりも、使用姿勢にした第2接触ヘッド(5B)の側へ偏寄させてある請求項2に記載の美容器具。

【請求項4】

縦長形状に形成したヘッドブロック(3)の前後に、上下に長い第1接触ヘッド(5A)と、第1接触ヘッド(5A)より上下寸法が小さな第2接触ヘッド(5B)とが背中合わせ状に設けられており、

ヘッドブロック(3)は、水平の支軸(16)を中心にして前後回転可能に支持されており、

使用姿勢にした第2接触ヘッド(5B)の中心軸(R)、および支軸中心(Q)のそれぞれが、ヘッドブロック(3)の上下中央よりも上方へ偏寄する状態で配置してある請求

項3に記載の美容器具。